

## 鳥取県地域活動応援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域活動応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内地域において、安全・安心な暮らしづくり支援や地域活性化に向けた取組等を行う団体、NPO等を支援することにより、県内地域の安心や活力の創出を図るとともに、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大により、将来的な移住者の裾野の拡大につなげることを目的に交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。  
地域 市町村単位以下の区域をいう。

### (補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の補助対象経費は別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請時期は、原則として、事業開始の20日前までとし、4月1日を補助対象とする場合は4月10日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (調査)

第6条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

### (交付決定の時期等)

- 第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

- 3 知事は、第5条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額を伴う変更
- （2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（情報の公開）

第10条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし、活動の促進を図るため、採択された事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

（雑則）

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月28日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年3月28日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 県補助率	5 補助限度額	備 考
<p>・県内地域の安全・安心な暮らしづくり支援や地域活性化に向けた活動等の地域の課題解決に取り組む事業</p> <p>※事業を行う地域の関係者（地域コミュニティ、地域活動団体、市町村等）から、実施について理解を得ている取組であり、事業成果を関係者へ報告することを条件とする。</p> <p>・以下の事業は対象外 ア. 宗教的又は政治的意図を有する事業 イ. 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業 ウ. 国又は県から他の補助金等の交付を受けている事業</p>	<p>事業を行う地域外に所在する個人、団体、NPO（法人格の有無を問わない）、その他任意組織（学生グループ、地域住民組織など）（個人においては申請者、団体等においては構成員の半数以上が「ふるさと来LOVE とっとり」メンバーであること）</p> <p>・以下の団体等は対象外 ア. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等 イ. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体等 ウ. 実体のない団体等</p>	<p>・補助事業の実施に係る県が必要と認めた経費</p> <p>・以下の経費は対象外 ア. 団体の運営に係る経常的な経費、人件費、構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要なものを除く） イ. 交付対象として不適当と認められる経費</p>	<p>1 / 2</p>	<p>1 団体あたり 300 千円（交付回数の上限：各年度ごとに 1 回）</p>	<p>・本補助金により同一地域で行う事業は3年までを対象とする。</p> <p>※本欄でいう事業は、中山間地域集落活動支援事業費補助金（R2.3 廃止）の交付を受けて行った事業も含まれる。</p>

※ 本県又は市町村と連携協定を締結し、かつ、サテライト拠点（県外大学（県外に本部を置く大学をいう。）が、県内をフィールドとして学ぶために県内に設置した拠点をいう。）を設置した県外大学が事業実施主体となる場合は、第5欄中「1団体あたり」とあるのは「1事業あたり」と読み替えて同欄の規定を適用する。

様式第1号（第5条、第9条関係）

鳥取県地域活動応援事業費補助金事業計画（実績報告）書

区 分	内 容		
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業実施地域	事業実施にあたり理解を得ている地域の関係者（地域コミュニティ、地域活動団体、市町村等）について、次の事項を記載ください。		
	団体名	代表者名	連絡先
事業の目的	※本事業で解決しようとする地域の課題や住民ニーズ、本事業の効果、継続性等を記載すること。		
実施体制	※市町村や地域の理解を踏まえ、十分な体制のもと、取組を主体的に行い、計画を実現できることが分かるように記載すること。		
事業内容 (事業結果、成果)	※①実施（予定）日、②対象者、参加（予定）人数、③開催場所、④事業概要などを記載すること。		
事業成果報告方法			
県の他の補助金・交付金の活用	<input type="checkbox"/> 活用しません		
消費税の取り扱い	※活用される場合、本補助金の交付は受けられません。		
市町村への情報提供の承諾	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者		
市町村への情報提供の承諾	本補助金の報告等に係る提出書類について、個人情報を除き市町村に情報提供することについて <input type="checkbox"/> 承諾します。		

注1：上記の内容が記載されていれば、様式は別様で構いません。

注2：下記の書類も提出してください。

（添付書類）

<事業計画提出時>

- ① 団体規約（規約がない場合は、団体目的、活動概要がわかる書類）、構成員の名簿、事業参加者名簿、事業計画書・予算書など
- ② 事業内容に関するもの（チラシ、計画書など）

<実績報告提出時>

- ① 領収書等の経費を支払ったことが分かる書類の写し
- ② 実施結果に関するもの（活動報告書など）

事業実施主体連絡先

住 所			
団体名		担当者名	
連絡先	電話：	ファクシミリ：	
	E-mail：		

様式第2号（第5条、第9条関係）

鳥取県地域活動応援事業費補助金収支予算（決算）書

1 収入

区分	予算額	決算額	備考（積算内訳）
県補助金			
合計			

2 支出

区分	予算額	決算額	備考（積算内訳）
合計			

様

職氏名 印

〇〇年度鳥取県地域活動応援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域活動応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先：）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、事業計画書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域活動応援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所  
申請者 氏 名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域活動応援事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県地域活動応援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、第9条第4項の規定に基づき次のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額  
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 円
- 5 添付資料
  - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号（第9条関係）別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 上対応分	共通 対応分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合      %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法